

解説

平成 29 年 9 月分の社会保険料より厚生年金保険料率の改定および今年度の算定基礎届に基づく標準報酬月額の変更が行われます。給与計算の際には、ご注意ください。

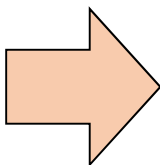
1. 厚生年金保険料率の改定

平成 29 年 9 月からの厚生年金保険料率は以下のとおりです。

健康保険料率および介護保険料率の変更はありません。

～平成 29 年 8 月

18.182%



平成 29 年 9 月～

18.300%

(事業主様・被保険者様折半 9.15%)

給与から控除する社会保険料は、事業所様の控除月に併せて「保険料額表」に基づいて控除をお願い致します。

2. 標準報酬月額の改定

平成 29 年 9 月からの標準報酬月額について、次のとおり見直しが行われます。

【原則】

今年度の算定基礎届に基づく標準報酬月額への変更
(4 月 5 月 6 月の給与平均額)

各被保険者の標準報酬月額については年金事務所から送付される標準報酬月額決定通知書に記載の標準報酬月額をご確認ください。

【例外】 次の場合には、算定基礎届の結果に基づかない標準報酬月額となります。

給与の改定に伴い月額変更届を提出したもののうち、
7～9 月分の標準報酬月額より変更となった場合
平成 29 年 6 月 1 日以降に入社した場合

の場合、算定基礎届の結果ではなく、各月額変更届の結果に基づく標準報酬月額となります。

の場合、資格取得した際に届け出た標準報酬月額となります。

< 上記 1 および 2 の社会保険料控除月 >

- 社会保険料を当月支払給与から控除している事業所様
- 社会保険料を翌月支払給与から控除している事業所様

9 月支給の給与から変更

10 月支給の給与から変更

3. 平成 29 年 9 月以降に支給する賞与の社会保険料計算方法

9 月以降に支給する賞与から控除する社会保険料の計算手順は以下のとおりです。
今回、健康保険料率・介護保険料率・雇用保険料率についての変更はございませんので、従前どおりの保険料率での計算となります。

健康保険料

総支給額の 1,000 円未満を切り捨てます。

(例) 185,500 円の場合は 185,000 円となります。

1,000 円未満を切り捨てた金額に **5.11%** を乗じます。

(例) 185,000 円 × **5.11%** = 9,453 円

介護保険料 (40 歳以上 65 歳未満の方から控除します。)

総支給額の 1,000 円未満を切り捨てます。

(例) 185,500 円の場合は 185,000 円となります。

1,000 円未満を切り捨てた金額に **0.825%** を乗じます。

(例) 185,000 円 × **0.825%** = 1,526 円

厚生年金保険料

総支給額の 1,000 円未満を切り捨てます。

(例) 185,500 円の場合は 185,000 円となります。

1,000 円未満を切り捨てた金額に **9.15%** を乗じます。

(例) 185,000 円 × **9.15%** = 16,927 円

雇用保険料 (平成 29 年 4 月 1 日時点で、64 歳以上の方は控除の必要はありません。ただし、季節雇用者等は年齢にかかわらず控除します。)

総支給額に 一般の事業は **0.3%**、建設の事業は **0.4%** を乗じます。

一般の事業

(例) 185,500 円 × **0.3%** = 556 円

建設の事業

(例) 185,500 円 × **0.4%** = 742 円

(雇用保険料を算出する際は総支給額の 1,000 円未満を切捨てる必要はありません。)

< 賞与計算上の注意点 >

- 円未満の端数は、50 銭以下切り捨て、50 銭を超えた場合は切り上げて 1 円となります。
- 9 月に支給する賞与等の一時金は、社会保険料を翌月支払給与から控除している事業所様でも保険料率の変更をする必要がありますので、ご注意ください。

保険料の改定等についてご不明な点がございましたら、弊社労務担当者へご相談ください。